

国土審議会 第3回首都圏整備部会

日時：平成18年11月15日（水）

場所：虎ノ門パストラル「ミモザ」

（開会）

【栗田大都市圏計画課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第3回首都圏整備部会を開催させていただきます。私、大都市圏計画課長の栗田でございます。よろしくお願いいたします。今日は、お忙しい中を朝からご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議の冒頭でございますので、本日の会議の公開につきまして申し述べたいと思います。国土審議会の運営規則によりまして、国土審議会の会議及び部会は原則として公開となっております。当部会でも会議、議事録を原則公開とさせていただきます。本日の会議も、一般の方々を含めまして、傍聴をさせていただいております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

議事に先立ちまして、お手元の資料でございますが、一番上に議事次第が載っております。その次に座席表がございますが、資料といたしまして、枝番も含めまして1から4までございます。資料の不備がございましたら、会議の中ほどでも結構でございますので、担当の者にお知らせいただければありがたいと存じます。

それから、今日は6名の委員の方々にご出席いただいております。本部会の定足数を満たしておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

初めに、開催に当たりまして、国土計画局の市川審議官から一言ごあいさつを申し上げます。

【市川審議官】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日の首都圏整備部会におきましては、近郊緑地保全区域の拡大指定につきましてご審議いただきますとともに、国土形成計画全国計画の最近の動きにつきましてご報告を申し上げるということでお集まりいただきました。

近郊緑地につきましては、前回、三浦市の小網代地区の指定につきましてご審議いただき、昨年、指定したところでございますけれども、これが昭和48年以来、32年ぶりでございます。今回はこれに続きまして、ちょうど鎌倉市と横浜市の境にございますが、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、既に昭和44年に指定した地区の隣接の地区でござい

ますけれども、その拡大指定につきましてご審議いただくということでございます。

私自身も、先月の末でございますけれども、現地を拝見させていただきました。これが都会のすぐ近くにあるのかというほど、非常に緑にあふれたところでございまして、小高い山の上から眺めると、ちょうど鎌倉の海岸線とか、天気によっては遠く富士山も展望できるところでございまして、ハイキングコースも整備されておりまして、小中学校の生徒さんの遠足にも格好の場所ということで、いろいろ炭焼きの体験とかイベントも開催されているということで、非常にすぐれた近郊緑地ではないかというふうに思った次第でございます。

今回は、神奈川県横浜市、そして鎌倉市のご協力によりまして、拡大指定につきましてご審議いただく運びとなったわけでございます。また、国土形成計画全国計画につきましては現在、中間取りまとめに向けて審議をしているところでございまして、ご報告させていただきますけれども、近々首都圏におきましても、地元地方公共団体、国の出先機関、そして地元の経済界の代表の方々から成る協議会を立ち上げまして、本格的な広域地方計画の議論をさせていただくことになってございます。

首都圏における緑地の保全ということにつきましても、エコロジカルネットワークの観点からも非常に重要な議論の対象の一つではないかというふうに考えている次第でございます。この近郊緑地、私も現地に行って、ほんとうにそう感じたわけでございますけれども、まさに次の世代に我々が引き継いでいくべき重要なところではないかというふうに認識いたしておりますので、ぜひ本日のご審議をよろしくお願いいたしたいと思っております。

【栗田大都市圏計画課長】 それでは、以降の議事進行を丹保部会長にお願いいたしたいと存じます。

【丹保部会長】 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうの議題は2つでございます。1つは、今、市川審議官からご紹介がありました近郊緑地、北鎌倉と横浜のところの緑地の指定でございます。これが議決事項でございます。もう一つは、国土形成計画全国計画の検討が進んでおりますので、それについての詳しいご説明をいただくという2つを考えております。2つ目のほうは報告事項ということで、進めたいと思っております。

それでは1番目の議題から入りますけれども、何せ関東というのは世界で最も稠密で、最もGDPが高く、最も水がない。モロッコ等とほとんど同じぐらい、パーキャピタルの水が少ないところで、極端に異常な地域でございますので、緑地というのが特に意味を

持っているところのように思います。ぜひ、ご審議いただきまして、この間の緑地指定に続いて、少しずつ緑がきちっと確保されて、ランドブリッジができてというようなことを期待いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、鎌倉と横浜にまたがっております円海山・北鎌倉地域についての審議をいたしませんけれども、事務局から説明をお願いいたします。

【栗田大都市圏計画課長】 それでは第1の議題、近郊緑地保全区域関係の拡大指定につきましてのご説明をさせていただきたいと思います。スクリーンのほうをごらんいただければと思いますけれども、スクリーンの資料はお手元の「資料2-1」と振っておりますものと同一でございます。こちらのほうが大きいので、スクリーンでご説明を進めさせていただければと存じます。

近郊緑地の保全制度につきまして、冒頭にまず一言、既にご案内の委員が多いところでございますけれども、ご説明申し上げたいと思います。近郊緑地の保全制度ということでございますが、戦後、首都圏への人口、産業の集中ということで、首都圏の近郊の無秩序な市街地化、緑地がなくなるという問題に対処いたしまして、首都圏整備法に基づいて、近郊整備地帯、黄色のゾーンでございます。真ん中が既成市街地、この周辺が首都圏整備法上の近郊整備地帯という概念設定、区域設定が行われておりますけれども、近郊整備地帯の中で広域的な緑地を保全していくという価値のあるところを近郊緑地保全区域等々として指定しているという法律の体系になっておりまして、その制度自体、昭和41年というように、非常に以前から機能している仕組みでございます。

資料を次に進ませていただきまして、仕組みとして3段階ございます。もちろんすべて緑地保全ということでございますけれども、まず、近郊整備地帯の中の近郊緑地というところがございます。緑地を持っているところ。その中で、本日の議題でございます、近郊緑地保全区域がありまして、近郊緑地のうちで特に無秩序な市街化のおそれが高いとか、保全することに非常に価値があるといったようなところが近郊緑地の内数として存在する。さらにその内数で、特に保全効果が高いところを近郊緑地特別保全地区に位置づけるという体系になっております。

1ページ進ませていただきまして、近郊緑地の中の近郊緑地保全区域という仕組みであります。これが本日、拡大指定のご審議をお願いしております区域でございます。非常に広域性が高い緑地を考えるということですので、手続はございますが、大臣が決定させていただくという仕組みであります。行為の規制としましては、開発類似行為が行われま

すときには知事等への届け出、それから、それに対しましての助言、勧告という仕組みを講じているということが基本的な仕組みでございます。

先に進ませていただきまして、近郊緑地保全区域の中の近郊緑地特別保全地区ということでございます。特に保全効果が著しいところを地区として指定していくという縦組でございますが、こちらは都県が都市計画として定めるということで、都市計画の通常の審議会手続等を経ながら定めるということで、行為の規制も厳しくなっておりまして、先ほどの保全区域が届け出にとどまっておりますところを、許可制がしかれているということでございます。あわせまして土地の買入れ制度などもその裏側として措置されているということが、制度の大きな違いということかと思えます。

1ページ進ませていただきます。近郊緑地保全区域の指定ということでございますが、最終的には大臣が決定させていただく。あわせて区域ごとの保全計画を決めさせていただくということですが、主な法定のプロセスとして、関係地方公共団体の意見聴取、国土審議会の意見聴取、関係行政機関の長の協議ということがございます。本日お願いしておりますのは、国土審議会から付託されました首都圏整備部会の中でのご審査ということで、ご審議いただきました後に、部会長から国土審議会のほうへのご報告をいただくという手はずに進めれば大変ありがたいと考えております。

さらに1ページ進ませていただきます。これまでの近郊緑地保全区域指定の実態でございます。保全区域という本日のテーマのものが、既に首都圏の中の近郊整備地帯で19区域、全体として1万6,000ヘクタール弱、代々木公園300個弱ということでございます。これが既指定区域でございます。その中の、先ほど申し上げました都市計画によりまず特別保全地区が9地区、750ヘクタールとなっているところでございます。後ほど絵に出てまいります。昨年9月に三浦半島の小網代地区を、先ほど市川審議官からも申し上げましたとおりですが、保全区域指定をさせていただきました。ここが32年ぶりの、この体系に基づく保全区域指定ということでございます。

1ページ進ませていただきまして、制度の全体のご説明は、簡略でございますが以上とさせていただきます。本日ご審議いただきますテーマの部分でございます。円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定のご審議をお願いしたいと存じております。大まかな、首都圏のどこに位置するかということでございますが、横浜の中央部、鎌倉、三浦半島というところに囲まれまして、行政区域で申しますと、青のところは既指定区域で、栄区、金沢区、鎌倉市にわたっているというところでございます。赤の部分が、今回100ヘク

タール弱の拡大指定をお願いしたいと存じております地域で、行政区としては栄区と鎌倉市にまたがっている地域ということでございます。

1ページ先に進ませていただきます。当該地域を上から俯瞰しますと、ここに大船駅がある。本郷台駅がある。鎌倉のほうから見ると、こちらから見ていただくというようなことではございますが、今回ご審議いただく拡大指定地域は、おおむねこのゾーンということでございます。近くに散在ガ池があります。周辺は若干、住宅開発も迫っているというエリアでございます。

1ページ進ませていただきたいと存じます。大きさのイメージでございますけれども、黄色の既指定区域が1,000ヘクタール弱でございます。今回の拡大指定区域が約100ヘクタールということでございますので、拡大後には1,100ヘクタール弱の区域として保全を図ってまいりたいというところでございます。

行政区域で申しますと、横浜市側は栄区公田町、上郷町で47ヘクタール、鎌倉市側で51ヘクタール、地名で申しますと岩瀬、今泉、このあたりということでございます。

先に進ませていただきたいと存じます。近郊緑地の保全区域、どういうエリアを指定するかということでございます。冒頭、一言触れましたけれども、やや詳細に触れさせていただきますと、まず、近郊緑地としまして、樹林地、水辺地ということで、良好な自然の環境を形成している。さらに、近郊緑地の中で大きく2つ、メルクマールとして考えておりまして、無秩序な市街地化のおそれが大であるということ、もう一つは、地域の住民の健全な心身の保持及び増進ということでございます。この2つ目の要件につきましては、健全な心身の保持及び増進という要件、または公害、災害の防止ということでございますが、本日の拡大指定区域につきましては、主に住民の健全な心身の保持及び増進、こちらの効果が高いというような位置づけと存じております。順次、この基準を頭に置いていただきながら、当該位置がどういう状況のところであるか、写真も使いながらご説明申し上げたいと思います。

このエリアですけれども、非常に良好な緑地・景観を保っているところでありまして。丘陵部にはコナラ・オニシバリといった群落を主体とする二次林とかございますし、貴重種を含みまして約500種に及ぶ動植物種が生息しているというようなことで、非常に良好な自然環境が形成されております。

1ページ進ませていただきますと、この先幾つかのスライドで当該エリアの雰囲気をつかんでいただきたいと存じておりますが、周辺、鎌倉市今泉の丘陵部のあたり、あるいは

公田の丘陵部のあたり、それから散在ガ池周辺の景観ということで、非常に首都圏の皆さんにいい空間等を提供しているということでございます。

これは、鎌倉市岩瀬の鎌倉側のほうの丘陵部を北西部から望んでいる。この奥、このあたりが指定区域になるということでございます。これは横浜市側の丘陵部、若干拡大してごらんいただいている図でございます。

これも上から俯瞰させていただいている図でございますが、横浜市公田のほうから望んだ拡大指定地北西部の丘陵の眺望、それから、これはその周辺の市街地の状況ということでございます。良好な市街地環境をつくっているということでございます。

これは鎌倉市側を望みました眺望でございますが、こちらには、丘陵尾根の石碑ということで、非常に歴史的な価値も持っているということでございます。

さらに進ませていただきまして、先ほど申しました植生のたぐいですが、シデ、サクラといった広葉樹林、あるいはタブ、コナラといった広葉樹林といったものが非常に豊かな環境の中で生育しているということでございます。

こちら、ヒノキの植林地ですとか、区画が小さい独特の景観を保っている農地の部分というもこの景観には含まれているということでございます。

21ページにスキップさせていただきます。ここもまた展望台から見ていただいているということでございますが、こちらをごらんいただきますと、当該地で市民の森、つまり地権者と市当局とで協定を結びまして、このエリアを保全していこうというような仕組み、市民の森協定というものがございまして、愛護会という地元のボランティア的な団体で実質的な管理の一部を担っていただいている。それをあらわしているところでございます。横浜・鎌倉市の了解のもと、市民の森愛護会が手入れをされているといったような看板が出ているところでございます。

1ページ進ませていただきまして、これが散在ガ池周辺の景観でございます。

1ページ進ませていただきたいと思っております。これも、こちらに散在ガ池周辺の景観ということでございます。

24ページへ進ませていただきます。多様な動植物の植生ということでございます。アオジという野鳥の種類、それからハイケボタル、ホトケドジョウということで、この3つにつきましては、特にホトケドジョウにつきましては、環境省、国のレベルで定められますレッドデータブックの絶滅危惧 B類に分類されているということで、非常に貴重種ということでございますし、アオジ、ハイケボタルにつきましても、神奈川県レッドデ

ータブックのほうでそれなりの、種の保存を図っていくという位置づけを与られている貴重な動物ということでございます。

1 ページ進ませていただきます。今申し上げました、レッドデータブックで高い位置づけを持って保全されているという種にとどまりませず、その他の多くの、50に及ぶ貴重な動植物植生がここに存在しています。今申し上げました3つ以外にも、緑でシャドーをかけておりますのは、神奈川県レッドデータブックで要注意種と位置づけられている分類ということでございます。

1 ページ進ませていただきたいと存じます。「自然とのふれあい拠点」と表題を振っておりますけれども、荒井沢あるいは散在ガ池の周辺で、市民の森、先ほど申し上げました地権者と市当局との協定で保全しているという仕組み、あるいは公園ということで、整備が進んでおります。首都圏の住民の自然体験、環境学習の場となっているということで、いろいろな活動が展開されているということでございます。これは先ほど審議官のごあいさつの中にもありました、炭焼き体験活動といったようなことでございます。

1 ページ進ませていただきたいと思います。今までのところが、おおむね非常にいい環境がある、それから地域の住民の健全な心身の保持及び増進ということで、地域住民ないしは広く首都圏、広域的にいろいろな方々にこの環境を楽しんでいただいているというご説明とさせていただきたいと思います。

もう一つ冒頭に要件的にご説明を申し上げました、市街地化のおそれというところがこのページであります。右下の凡例をごらんいただきますと、1979年から1994年までに拡大した都市的土地利用がみられるエリアが、濃い茶色で塗ってある部分です。さらにその後の開発エリアが青いところございまして、幾つか点在しているということでございます。大宗は、先ほど上からの俯瞰のスライドで見ていただきましたとおり、住宅開発が主というようにご認識をちょうだいできれば、そのとおりだと思います。このエリアは首都圏の中でも非常に立地条件に恵まれたところでもありますので、開発圧力というのは人口減少局面に至ってもなお、今後将来についても懸念されるという認識を私ども持っているということでございます。こういう要件をもちまして、今回の円海山・北鎌倉の近郊緑地の保全区域拡大部分につきまして、法律上の指定要件を充足しているということではないかと考えまして、本日のご審査の材料として提示させていただいているということでございます。

以上、この部分までが、本日の議題としてお願いしております部分の中心的なご説明と

させていただきたいと思いますが、加えまして、1ページ進ませていただきます。区域指定につきましての将来の方向といったようなことにつきまして、一言言及させていただきたいと思います。

実は、小泉内閣のもとでの一つの大きな政策の柱で、都市再生ということがございました。平成13年に、内閣総理大臣を本部長といたしまして都市再生本部が立ち上がっているわけですが、その初期に本部決定されております都市再生プロジェクトの一つに、大都市の中心の商業地の再生ということに加えて、大都市圏の都市環境インフラの再生といったことが位置づけられております。大都市圏の既成市街地、この既成市街地は法律上の既成市街地ということに限定している概念ではございませんので、広く考えていただければと思いますが、自然環境の保全、創出、再生、水と緑のネットワークといったような考え方で、政府全体として意思を持った取り扱いをするということが、平成13年に決定されているということでございます。

1ページ進ませていただきまして、首都圏の水と緑のネットワークの形成ということでございますが、我々は、こういった都市再生本部の決定も受けまして、首都圏の都市環境インフラのランドデザイン、これは国の関係行政機関、それから近郊整備地帯を中心とした関係の都県、市の皆様方と協議いたしまして、一つの考え方をまとめましたということで、将来的にもぜひ緑地の保全、自然環境の保全ということには積極的に取り組みたいというような意思決定をしたわけでございます。

1ページ進ませていただきまして、本日、拡大指定のご審査をお願いしております、このエリア、首都圏、南関東の西半分について申しますと、三浦半島ゾーンというところ、それから多摩丘陵ゾーンといったところで、さらに緑地を保全するという取り組みを進めていけないかということの一つの大きな考え方として持ち、先ほど申し上げました関係都県市、国の関係行政機関との協議会の中でも、一つの大きな方向性としては意思決定を見たということでございます。そういった議論を経ながら、昨年、32年ぶりという近郊緑地保全区域の指定を三浦の小網代でさせていただきまして、今回、第2弾というご指定のご審議をお願いしているという状況でございます。

1ページ進ませていただきまして、今申し上げました32年ぶりの指定、約70ヘクタールの小網代地域を上から俯瞰したところでございます。

さらに進ませていただきたいと思います。保全区域の近未来の指定につきましての我々の考え方を今ご説明申し上げましたところでございますが、円海山・北鎌倉の近郊緑地の

保全につきましては、今回、区域指定を拡大させていただくことに伴いまして、既存の保全計画もあわせて大臣が決定するという仕組みになっておりますことを冒頭ご説明申し上げましたけれども、その変更もあわせてご審議をちょうだいしたいと存じます。お手元の資料では2 - 4に、計画の全文をお届けしておりますけれども、主な変更点あるいはポイントというものを、スクリーンの1枚によりましてご説明申し上げたいと思います。

まず、一番大きなポイントといたしましては、円海山・北鎌倉の近郊緑地保全区域全体を5つのゾーンに分けまして、その方向性をゾーンごとにやや詳細にお示したところがございます。この保全計画は、変更前の保全計画から一、二、三、四という項目立てになっておりまして、この項目立て自体は、今回、変更しておりませんが、項目の中で幾つか特徴的な変更案をお手元に届けております。

ここは一般的な記述にとどまっておりますけれども、特に近郊緑地保全に関する普及啓発、維持管理に関する多様な主体ということで、先ほど申し上げましたような協定に基づき、あるいは、さらにそれを実体的に引き受けるボランティア団体、住民団体といったような多様な主体との協働をしていくということ、新しい考え方として出しております。

それから、近郊緑地の保全に関して必要とされる施設の整備、この施設は、例えば区域内の道路とか広場、立ち入り防止のさくといったものを総称しておりますけれども、そういったものを整備するに当たりまして、自治体間の連携、多様な主体からの意見聴取ということで、プロセスを経ながら、的確にニーズをくみ上げながら施設整備を図っていくという考え方を強調させていただいたところがございます。

それから近郊緑地特別保全地区、これは、今回の指定の願いは近郊緑地保全区域でございますが、さらに規制が強化されます。許可制に移ります都市計画の保全地区の指定に関する事項としまして、今回の指定ゾーンにもかかわります、全体の指定区域の左上、北西のほうを中心としたゾーンにつきまして、一体的に保全するというので、近郊緑地特別保全地区の指定に向けての方向性を指し示させていただいたことがございます。

1ページ進ませていただきまして、5つのゾーンに分けて方向性を指し示させていただきましたと申し上げました。これが、その5つのゾーンでございます、北西部、岩瀬・公田ゾーン、荒井沢ゾーン、十二所・上郷ゾーン、円海山・大丸山周辺ゾーン、釜利谷ゾーンということでございます。一つ一つ地域ゾーンの特性に基づきまして、計画の中で方向性をある程度表現させていただきました。先ほど申し上げました特別保全地区へのステ

ップというような意味合いを表現しておりますのが、大体このエリアということでございます。

先に進ませていただきたいと思います。特別緑地保全地区、都市計画のほうでございますが、先ほど申しましたゾーンの拡大図でございます。このあたりを一体的に特別保全地区の候補地として考えていけないかということを図示したものでございます。

最後の資料でございますが、将来の地域イメージ、先ほど5つのゾーン分けをしながらと申し上げながら、おおむね各ゾーンごとのイメージをプロットしたものが以上でございます。

第1の議題につきまして、近郊緑地保全区域、円海山・北鎌倉地区の拡大指定というご審議事項につきましてのご説明を以上とさせていただきますと思います。

【丹保部会長】 ありがとうございました。

随分複雑な格好の構造になる緑地でございますけれども、拡大する部分と、その前に既に指定されている部分との連結というような問題もありますし、新しい部分については特別指定になりますので、いろいろなご判断があらうかと思えます。ぜひご質問、ご意見をちょうだいしたい。

それから、内藤委員は現地を見ていただいているのですね。もし何かお加えいただくことがありましたら、どうぞ。

【内藤部会長代理】 私も先日、せっかくの機会なので拝見させていただきました。ご説明のとおりで、異議を申し上げるような話ではないんですが、感想として、この拡大する部分が、全体の中でも特に重要な感じがいたしましたし、よく残ったなという感じもします。横浜の南、鎌倉ということで、東京からは少し距離がありますけれども、昭和40年代あたりの宅地化の圧力というのは結構大変なものだったと思えますし、危なかった部分も隣接して結構あるのですけれども、その中でも、きょう計画されている地域はよく残ったなと思えます。これからの話としては、首都圏への宅地開発圧力というのはやや減少するかもしれませんが、近くに圏央道の計画があって、これもいずれ実現するわけでしょうから、圏央道絡みの開発といった動きが出てきますので、今のタイミングで、せっかく残っていたところを指定する意味は大きいのではないかと思います。

この地域指定は、関係者の御理解を得ることが大変なので、国の役割もさることながら、県、市といったところに入っていただいて調整するわけで、今度の場合はよく関係自治体が努力されたんだと思えます。今後どういったところが新しく出てくるかわかりませんが、

さらなる自治体との調整をお願いしたいと思って帰ってきました。以上です。

【丹保部会長】 ありがとうございます。今お話がございました圏央道の予定地というのは、もし図面の上で簡単にお知らせいただけたら、こんなところがというところがわかりませんか。どうぞ、お願いします。

【西尾大都市圏計画課長補佐】 大体のところでも私も了解しているのですが、横浜横須賀道路がこういうふうに縦に通っておりますけれども、八王子から来る圏央道が大体こういうラインで横浜横須賀道路にぶつかる。この新しく指定するところをかすめるような形で建設される予定であるというふうに聞いております。

【丹保部会長】 隧道で抜けるとか何かではなくて、かすめる格好というふうになりそうですねのですか。

【西尾大都市圏計画課長補佐】 はい。

【丹保部会長】 そうですか。ありがとうございます。

ほかの委員の方からご質問なり、ご意見なりがあったらちょうだいしたいと思います。どうぞ。

【クリスティーヌ委員】 6ページなんですけれども、このプロセスがすごく時間がかかるような感じがするのですけれども、早めることはできるのですか。それとも、やはり時間はかかりますか、このように答えを出したりするためには。

【栗田大都市圏計画課長】 緑地の保全ということで、社会的に大変意味のある仕事としてやっているわけですが、正直申しまして、緑地保全区域の指定をするだけでも、冒頭に申し上げましたような、例えば開発行為、建築行為をするということにつきましては届け出義務が課されるというようなことで、地権者の皆様にとっては、やはり権利の制限が伴うということがございます。したがって、地権者の皆様のご理解を得るために十分にご意向を把握するというプロセスは欠くべからざるものと考えております。そういう意味では、まず我々が、大きな全体のランドデザイン的に、首都圏の近郊緑地といった広域的な緑地をどうするかという考え方をお示ししながら、また自治体の皆さんから十分に地元の状況も把握していただきながらというような丁寧なプロセスは欠かせないものと考えております。

ただ、そういった中でも、繰り返しでございますが、平成13年に都市再生本部の決定によりまして、きっちりともう一遍、広域的な環境インフラを見直していこうと政府の意思決定があり、また国の関係行政機関、関係都県市の皆さんといろいろ考えながらグラン

ドデザインを大きく持てて、その成果として去年、小網代の指定が32年ぶりで、今回さらにということでございまして、また、先ほど内藤部会長代理のお話にもございましたけれども、その他にも埼玉県、東京都、神奈川県といったあたりでご検討いただいて、地元の皆さんとの調整のご努力をいただいているところもでございます。

できるだけ保全がスムーズにいくように、ランドデザインを示しながら地権者の皆さんのご理解をいただくというプロセスを丁寧に踏んでいくことが、結果的には逆に早道になるという面もあろうかと考えております。関係の地方公共団体の皆さんとよくご相談しながら、積極的な取り組みを引き続き進めていきたいと考えています。

【丹保部会長】 よろしいですか。どうぞ。

【クリスティーヌ委員】 おそらく開発したい側とされる側からしてみれば、早く開発したいというところと開発される前に何とかとめたいという地元の方々と、とても大きなギャップがあると思うんです。ですから、例えば工事が行われようとしているところが出てきた場合に、してほしくないところが自治体にあったときに、ほんとうにそこでとめていただけるような力のあるものであればいいんですけども、そうでないと、わからないうちにどんどんできてしまって、とめようとしたときにはもうおくれてしまっているという状況が多いと思うので、早いプロセスというのはそういう意味ですので、むしろ地元の方々が知らないうちに、ええーこんなことになっちゃったのって。

今回、小網代はいいんですけども、佐島マリーナの上のところ、とにかく全部あそこは住宅になってしまったような状況で、前はほんとうにきれいな緑の山だったところが、きのう行ってみたら、あらどうしちゃったのかしらと。もちろんこんなすてきなところに住めたらいいわと思うものの、やはり緑がなくなってしまうということが現状なので、そういうことに対しての開発についても、逆にもっと早くきちっと発表していただけるなりすれば、保全していきたいと思うような地域って、もっと日本全国中にあると思いますので、そういう点が1つ。

もう一つ気になることは、緑化を保全していくことにおいて、決まって動き始めますと、例えばヒノキも、写真にも出ていますけれども、もともとは50年前に植えたようなヒノキの森が日本全国にあって、それがたまたまこのように残っているところもあって、ただし50年たって切るために育てている木もたくさんあるわけなんですね。CO₂削減ということの中で、ほんとうに緑は守らなければいけないのですが、CO₂を吸い込めなくなってしまう木もあるので、CO₂削減のためになっていないような木は、新しい森

をまた50年かけて育てていくということの重要性もあります。単なる緑を守るということでただ野放しにして、木をそこに置いておくとなると、もちろん100年もたてばもっと太い大きな木になるかもしれないけれども、森自体も死んでしまうようなところもあるので、そのところのバランスを、地元の方々も含めて、わかっていた上でこういうものをかけてさしあげないと、もともと山を守ってこられている方々が切れなくなってしまうということになると、地域にとってもよくないですね。ですから、そういうところのバランスを、もっとここの中にも見ていただけるような何かが入っているといいのではないかなという感じがいたします。

あとは、とてもうれしいです。小網代とか、私も葉山に住んでいますので、この周辺地域がもっときちっとした形で守られるという行為はとても大事だと思います。

【丹保部会長】 ありがとうございます。

ちなみに、さっきの進行の工程図がありましたね。手順の図です。6ページですか。その中で、左から2つ目のラインが我々のところなんですけれども、右と一番左端の現場がまず当たるところは、今どんな状況になっているのでしょうか。

【栗田大都市圏計画課長】 既に地元の住民説明会につきましては、本部会に先立ちまして、現地2地区で実施しております。それから、パブリックコメントにつきましても、本部会に先立ちまして2週間、実施させていただいております。いずれにつきましても、基本的には地権者の皆さんを含めましてご了解をちょうだいしているということをご報告申し上げたいと思います。

住民説明会、パブリックコメントにおける、地権者等の方々からのご意見の一端をご紹介申し上げますと、住民説明会のほうでは、先ほどクリスティーヌ委員に対する私のご説明でも触れましたけれども、近郊緑地保全区域の指定といえども、若干なりとも規制の色が出るわけですね。規制がかかりながら、一方、俗な言葉で言いますと、地権者側へのメリットは何でしょうかというようなご質問をちょうだいしたりしております。

例えば先に進みまして、近郊緑地特別保全地区という都市計画のところに行きますと、保有税とか相続税といったところについてメリットが生じるという面がございますが、保全区域の指定だけですと、制度的に措置されているメリットがあまりないといったようなうらみもありまして、そういったご意見をちょうだいしたというプロセスはございます。

しかしながら、全体としましては、やはり緑地の保全をする意味ということをご理解いただきまして、ご賛成をちょうだいしているということでございます。

それから、パブリックコメントについては、10月23日から11月6日まで、我々のホームページなども活用しながら実施しまして、8つですが、ご意見をちょうだいしております。例えば横浜市の桂台方面から鎌倉のほうへ抜ける緑地の区域を通じる尾根道の整備をしてほしいといったようなこととか、あるいは市民団体が、先ほどおっしゃっていたような樹木の維持保全活動をする、例えばそういうことを支えるシステムをもう少し拡充できないかということとか、特別緑地保全地区というように、さらに制限は厳しくなる、都市計画の仕組みに早く移行するということが望ましいのではないかといったような、幾つかの意見をちょうだいしたということでございます。

右半分の法定外の手続の概要は以上のとおりでございます。

【丹保部会長】 よろしゅうございますか。どうぞ、大河原委員。

【大河原委員】 私は個人的には、この近くで生まれ育っているので、このあたりは子供のとき、よくハイキングに行ったり、散在ガ池なんかこう残って、また、この法律の趣旨からいうと、無秩序な市街化の防止ということで、指定していただくのは個人的には大変ありがたいことだと。ありがたいというか、ふるさとが守られるみたいな気持ちを持つわけです。

それで、質問したいことが1つあって、感想がもう一つ、これは随分時間がかかり過ぎ、小網代が30何年ぶりとか、この度の指定はそれより時間がかかっているのしょうから、もっと早く指定されてもよかったような価値がある地域ではないかなというふうに感想を持つわけです。

その中でもう一つは質問です。逆開発というんですか、開発を防止するためにこういう指定をする。例えば指定された中で、今、鎌倉パブリックとか鎌倉カントリークラブというゴルフ場があると思うんですけれども、こういうところが将来、逆開発といいますか、ゴルフ場の経営主体がどうか知りませんが、これを売りたいとかいうときに、そこを公園にするとか積極的に緑地として残していくとくことはできないのでしょうか。今までの近郊のゴルフ場の歴史を見ていると、公園化されているゴルフ場って多々あるわけですね。世田谷の今の砧公園は、やはり昔ゴルフ場だったと思いますし、東京都の野川公園も昔は国際基督教大学のゴルフコースだったと思いますし、横浜国大の今の新しいキャンパスはやはり昔、多分、かつての保土ヶ谷カントリークラブではないかと思います。こういう中で、私も鎌倉でプレーをしたことがあるのですが、そういうところにゴルフ場があること自体、特に近郊緑地の中の特別保全区域に指定されるということがあったと

きに、例えばゴルフ場の保有主体が売りたいとか、地元が買いたいというようなときに、エグザンプルではありますが、あるいはさらに逆開発といいますか、緑地のさらなる保全、ゴルフ場よりはもっと多くの市民の方がアクセスできる緑地ないしは空地として、あるいは公園として保全していかれると、横浜市なり、鎌倉市なり、神奈川県なりが、パブリックゴルフ場、あるいはメンバーシップのゴルフ場とはいえ、そういう形での誘導というのがあり得るのかとか、あるとしたらそのときに何かインセンティブがつくのかとか、もう少し逆開発的な、もっと積極的にこの地域を昔の状態に戻すというような、先ほどでいきますと砧公園とか野川公園という例もあるわけですし、何かそういう施策が将来の可能性としてあり得るのかということを知りたくなりました。国土交通省の方からのコメントではなくても、あるいはこういうこと自体が何か新しい施策として考える余地があるかどうかというようなことを、広く、多くの方が考えたらいいかなんていう感想を持ちました。

以上です。

【丹保部会長】 民有地を買うということになるのですから、だれが発議するかというのは非常に重要になりますね。地方自治体がある計画の中でそういう話を持ち込むのか、もっとも、大きな計画の中でそういうプランを立てていくのかというのは、いろいろな接近の仕方があると思います。例えば仙台のゴルフ場は、東北大学が全部移動しまして、つぶしましたね。ゴルフ場がなくなりました。大変な騒ぎの果てですけれども、そんなことがありまして、徐々に都市近郊で用地がゴルフ場から森にかわり、公共施設にかわるというようなことはあるようすけれども、発議の仕方はさまざまなようすですから、これはどこかで、もしあれであればシンポジウムなるものをしていただいて、議論を立てるところから始めなきゃならないのかもしれないかもしれませんね、初めからルールがあってやれるということではなさそうすから。ぜひ、またこういう機会をつくりたいと思います。

実は、根は深いんですけれども、こういうことが続々起こったのは、昭和40年代の東京都心部の高さ制限、斜め制限をかけたことが始まりだと思うんです。実はその当時、私の弟が首都整備局の日照権条例の担当課長でございました。自分でやっていたながら、都心部をこんなふうに制限をかけていいものだろうかということを知りたくて、何回も聞きました。ということは、パリとかベルリンみたいに、みんな5階建てや6階建てしか建てさせない。もしそうやっておけば、こんなに都市がスプロールして、里山がつぶされてということはかなり抑えられて、今のようにはならなかつたらと思うんですけれども、それは当時の感覚の間違いが今に尾を引いているので、今おっしゃったようなことで、

逆にまたもとに戻るといって、コンピューターのグラフィックスを逆回しすれば簡単ですけども、実際は大変なことだと思いますね。

ですから、これはやっぱり21世紀の、20世紀と違う行き方の一つではないかなと私なんかは思っているのですけれども、何せ首都圏のここは、イギリスよりもGDPが大きい地帯ですから、平方キロメートル5,000人以上の人口密度を持っていますから、そんなところで何ができるかというのは、世界の常識とは随分違うことを考えなきゃならないだろうなと思います。

今の大河原さんのお話なんかも、もしできれば国土のいろいろなシンポジウムとか学会のシンポジウムなんかでそういう問題を挙げてもらうように、場合によっては私も、昔おりました土木学会の会長もしておりましたので、話をしてみたいと思います。

どうぞ。

【栗田大都市圏計画課長】 大河原委員からのご指摘に対しまして、まず第1点の行政のスピードということでございますが、大河原委員にはいろいろな場でそういうご指導をちょうだいしております。よく肝に銘じまして、行政執行していきたいと考えております。

もう一つの面でございますが、先ほどのご説明にも若干触れさせていただいておりますが、例えば民間が所有主体となっている緑地をどういうふうにしてよりきちんと守っていくかという格好で、近郊緑地特別保全地区になりますと土地の買入れ制度といったものがあるということをご説明申し上げ、また、市民の森といったような格好で運営されている、地権者と市当局との協定といったような格好で、より積極的に保全するといったような、いろいろな仕組みがございます。

先ほどお話の中にもありました、鎌倉のゴルフ場自体は、近郊緑地保全区域が指定された昭和44年に先立つ43年の開業ということでございまして、順番はそういうことなんですけれども、今のところ、ここにつきまして何か特段の不安を抱いているということではありません。こういったまとまった空間をいざというときにどう取り扱うかということにつきましては、財政力も非常に大きな問題として背後にあり、いろいろなことを考えていかなくてはいけない課題かと考えております。

【丹保部会長】 ちなみに、一番先に公的に引き金を引く一番上は、やっぱり国交省が引くんですか。保全区域に向けての検討、地域の設定という、そこをだれがトリガーを引くんですか。

【栗田大都市圏計画課長】 そこは、関係都府市の皆さんが地権者の同意も把握、認識

いただきながら、我々といろいろ相談を交わしていただくということが、制度を離れますと実態ということかと思えます。今回の場合で申しまして、関係都県市の皆さんとグラウンドデザインを考えてみようという、広域的な大きなゾーンを考え、さらに、ここから地元に入れるのではないかというような実感を持って、関係都県市の皆さんからお話をいただきながら話が進んでいくということが実態というように思っています。

【丹保部会長】　　そういうことを考える、コンソーシアムというんですか、いろいろな集合体みたいなものは常時存在しているのですか。

【栗田大都市圏計画課長】　　協議会という形で存在しておりまして、本日は詳細なご説明を省かせていただきましたが、その一つの成果として、平成16年3月に首都圏の都市環境インフラのグラウンドデザインというようなことを取りまとめさせていただきまして、その一端を、先ほど将来形としてご報告申し上げました。これにつきましての資料は、委員の皆さんにはご送付申し上げたいと思います。

【丹保部会長】　　あとは、クリスティーヌ委員がおっしゃったような、緊急にアクションしなきゃいけないところをどうしたらいいかという問題になりましょうかね。

ほかに。どうぞ、加藤委員。

【加藤委員】　　私も、たしかおとしだったと思いますけれども、小網代と一緒にここは少し見させていただきましたので、指定については、異議はないということで賛成させていただきたいんですけれども、2つほど、意見といいますか、要望を含めてちょっと申し上げたいんです。

1つは、地域の教育力といいますか、私も中教審の委員をさせていただいている関係もあるのですが、先ほど市川審議官のお話の中にも触れられていたと思うんですけれども、緑地の活用、生かし方という中に、そういうものの教育力といいますか、子供たちの総合的な授業等の場として生かしていくということがおそらくあると思うんですが、同時に保全という意味で、自然に親しみながらそれらを保持していくような、既にそういうことを教育の中に取り入れられているところってあると思うんですが、そういったような観点を少し加えられていくというのは考えられるのではないかなということです。

今度の安倍内閣の美しい国だとか、あるいは再生会議で議論される内容もあるかと思いますが、特にキーワードとしては、やっぱり学校の中だけではなくて、地域で子供を育てていくという観点が必要だと思います。この地域に限らず、こういうものをそういうふうな形で活用していくという視点はあってもいいのかなと。

それから、そういうことを考えたときに、2つ目としまして、先ほどご説明を伺っております、なぜ32年ぶりに小網代が指定されたかというのは、その32年間にどういうことがあったのかとつらつら考えたりしていましたが、人口減少局面にあっても、もちろん開発というのはいろいろな観点でされるので、それとの関係で指定をということはあると思うんですけども、しかし、これから未来を考えたときに、ほんとうに現行の基準といえますか、そういうものも、このままでよいのかどうか、他の委員からももっとスピードを上げられないのかというご指摘がございましたけれども、私の申し上げた、地域の教育力、美しい国というような観点も含めたときに、何かそこに新しい視点が出てくれば、より審査が促進されるというようなことも可能性としてはあると思いますし、その辺のところをぜひともこれから考慮いただければいいのかなというふうに思いました。

【丹保部会長】 川崎のほうから何かご発言ございますか。

【高井副市長(阿部委員代理)】 感想じみてしまうんですけども、正直申し上げて、近郊緑地保全区域という制度は地元の方にとってメリットが少ないんですね。ですから、よくこれだけの大きさの緑が残っていて、しかもそれが今回同意されたということに、ほんとうにびっくりしております。ほんとうに大事なところは、逆に保全制度まで持ち込まないといけないわけで、そういう意味では、こういう緩やかな制度というのもやっぱり必要なのかなというふうに思いました。ですから、ぜひ積極的にこういうものは、むしろもっと広くかけることを地元とやってみるのかなというのが印象でございました。

【丹保部会長】 一わたりご意見をいただいたんですが、私は生まれ育ちが北海道でございまして、札幌っ子なものですから、世界中歩き回っておりますけれども、この地帯というのは、もしかするとシンガポール、香港に近いような地帯なんですね。ほとんど緑地の生産をしておりません。食いは全くつくっておりません。それからエネルギーも全く域外から持ってきております。水も外から持ってきております。したがって、自立能力が全くない地帯なんですね。そこが日本の最大のGDPを上げているという、非常におもしろいといいますが、世界でも珍しい地域だと僕は思うんです。

その中で緑地をどうするかというのは、ほかの地域で考えている流域の中の山林、生産緑地、都市といったものとは全然違って、都市の中に点在している公園だと思うんです。その公園をどうやって維持するかというようなことが多分、非常に重要な位置を占めているので、単なる緑地ではなさそうな気が私はしているのです。そうすると、やはり都市公園の大きなものというふうに考えていったときに、地方自治体とか国がどうやってそれに

対して制度的な保障をするかという問題を考えないといけないのかなと。

ここは東北とか北海道、九州と随分違った緑地の意味を持った地帯であるような気がいたします。だからこそ首都圏の中での特別な指定地域というのはあるのだと思ひまして、ですから、普通、緑に親しむといつても、大体が、スコップがなくても、くわがなくても、かまがなくても住めるような地帯に住んでいる人がそこへ行くんですね。ところが地方へ行きますと、くわやスコップ、かまがないと日常の生活が成り立たないんです。それはかなりの都市でもそうなんです。ですから、やっぱりかなり違いますし、特に子供たちにとつても、長靴一つなくても暮らせるような、学校の通学ができるような地帯なんです。

そのときにこういうものをどういふふうにか考えるか。炭焼きをしているというのも疑似体験にしすぎないんです。この炭で暮らすわけではありせんから、そこらあたりをもう少しクールな目を見て、我々はこれを何だと考えるかということをしめせんと、見かけ倒しのことばかりが進行して、似非というんでしょうか、似非自然、似非自然保護というようなことがどんどん進んでしまう可能性がありますし、逆に言うと、こういう地帯だからこそ緑がしっかり残ってないきゃいけないので、かなりお金をたたき込んでもいいのではないかと。いろいろな意味で人間がおかしくならぬための安全装置だと思いますので、せかかくつくつていただいて、こややって皆さんが守つていただいているのですから、もう少し手厚くやつていけるといいかなと。日本の収入のほとんどはこの地域から上がつていますので、かなりお返ししてもいいのではないかという気がいたします。これは私の感想でございます。

もし、ほかに加えて、事務局のほうから何かご発言ございませうか。よろしいですか。

そういたしますと、結論を急ぐようでございますが、ご承認いただいて、これを審議会にご報告申し上げてよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

【丹保部会長】 どうもありがとうございました。それでは、ご了解いただけたということで、27日の審議会でご報告するようにいたします。

それでは、計画の案につきましては終わりにいたしまして、国土形成計画の全国計画がかなり早いピッチで進行しておりますのでご説明いただきたい。計画課長からお願いいたします。

【鳥飼総合計画課長】 総合計画課長でございます。国土形成計画全国計画の検討状況についてご報告させていただきたいと存じます。資料はお手元の3-1と3-2を使用さ

せていただきます。

まず、資料3 - 2をごらんいただきたいと思います。この資料は、直近の国土審議会計画部会においてご審議いただいた「計画部会中間とりまとめ（素案）の概要」版でございます。また、素案の全体構成につきましては、A3の1枚紙、資料3 - 1でございますが、そちらにまとめておりますので、あわせてごらんいただければと考えます。

第1ページ目の冒頭、（はじめに）がございます。ここで、この中間取りまとめの性格あるいはポイントがまとめて記されてございます。計画部会での、昨年9月発足でございますが、それ以来のこれまでの検討の国土審議会への中間報告として取りまとめるというものでございます。部会としては、これを足がかりに最終報告のための検討作業を開始していく。すなわち、中間取りまとめがまとまりました上は、関係府省からのヒアリングを行います。また、今回の国土形成計画法制度の中では、地方公共団体からの計画提案の制度がございますので、計画提案をいただいた内容についての検討ということを行います。さらには、今申し上げました各府省ヒアリングも重要な情報になると思いますけれども、各事項別の基本的な方向の書き込みというような作業が今後行われ、計画の全体案、すなわち最終報告につなげていくということでございます。今後、最終報告、さらには閣議決定というような流れになりますが、来年の中ごろを目標に作業を進めていただいているという状況でございます。

次に、 から まででございますが、計画部会として、この取りまとめに当たって特に留意された点が4つまとめてございます。

1点目は、人口減少が国の衰退につながらない国土づくりでございます。ご承知のように、人口減少が2004年から始まっています。国の国土計画として初めて人口減少下でつくるといことになりませんが、そのような中で、衰退につながらない国土づくりはいかにあるべきかということが1点目。

2点目は、アジアの中での各地域の独自性の発揮でございます。アジアの成長力を国内に取り込んでいくということが大きな発展の目標になるわけでございますが、各広域のブロックそれぞれにおいても、地域の個性や魅力、あるいは国際機能というものを、アジアあるいは世界の視点で再びとらえ直すということが重要であろう。

3番目は、地域づくりに向けた地域力の結集でございます。先ほどの近郊緑地の関係のご説明の中でも地域力が出てきたような気がいたしますが、行政のみならず、地縁型のコミュニティやNPO、企業なども含めた多様な主体が担い手となって、従来の公の領域

に加えて、その領域を拡大していく。これを「新たな公」として、今回の中間取りまとめでは位置づけているということでございます。

4つ目は、国土の新しい構造イメージでございます。多様で自立的な広域ブロックから成る国土ということでございます。新しい国土像として、多様な自立的な複数の広域ブロックから成る国土構造の構築という方向性を示し、これによって人々の圏域意識の拡大を目指すことを考えているということでございます。

以上4つの大きな留意点のもと、以下、説き起こしているわけでございます。

まず第1は、時代の潮流と国土政策上の課題でございます。経済社会情勢の大転換が起こっている。先ほど申し上げた人口減少、あるいは急速な高齢化、さらにはグローバル化、とりわけ東アジアの経済成長、そして情報通信技術の発達。つい10年前に、今ほどインターネットや携帯電話が生活のベースに大きくなっている、ここまでのことになっているかということは十分に考えていなかったのではないかと。そういうことが今度の計画の大きな前提になる。この3つでございます。

また、これは急に起こったことではございませんが、(2)国民の価値観の変化・多様化ということで、長い年月をかけて今こういうような状況にあるのではないかと。すなわち安全・安心、環境や美しさに対する国民の意識が高まっているというような時代背景でございます。また、2ページに行ってくださいまして、ライフスタイルの多様化、あるいは、先ほど申し上げましたような「公」の役割を果たす主役がいろいろな方角から成長しているというようなことを前提に整理してございます。

さらに、そういうような背景の中で、今、国土はどういう状況かということが、(3)国土をめぐる状況でございます。一極一軸型の国土構造は引き続き続いている。また、東京圏への人口の転入も続いているというような状況がございます。また一方で、真ん中の「・」でございますが、人口減少を克服する新たな成長戦略の構築、このことも国土に求められているというようなことでございます。

2番目は、広域ブロックという切り口でございますが、地域の自立に向けた環境の進展、都道府県を越える広域的課題の増加ということでございます。本部会は首都圏整備部会でございますが、新たに策定していただく広域地方計画の単位としても、首都圏のエリアというのが1つございます。そういうような各広域ブロックの単位が、欧州の中規模国にも相当するような力をつけてきている。これを生かしていこう。地域の国際競争力を高め得る潜在力と明確な地域のアイデンティティをそれぞれが持っているのではないかと。さら

に一方では、都道府県の区域を越えた広域的な対応が必要な課題も増加している。こういうようなことを背景に、広域ブロックを単位とするという計画、スキームが極めて重要なのではないかというのが でございます。

は、人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性ということで、人口減少は極めて大きな課題でございますが、一方で、国土の利用という観点からは若干の余裕を見出せる世紀にも入ってきたということだと考えております。国土のひずみの解消や質の向上、さらには環境負荷の低減ということに思いをいたせる状況になってきている。そういうことを踏まえて、安全で美しい国土への再構築を図っていこうということがテーマでございます。

以上をまとめまして、最後 2 行でございますが、このような国土構造の現状と課題のもと、一極一軸型の国土構造を是正していく。これが第 1 でございます。

めくっていただいて 3 ページ、「第 2 新しい国土像」、ここが新しい国土像の提案にかかる部分でございます。(1)、(2)でございます。

(1) 国土構造構築の方向性でございます。今申し上げましたような、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックが、東アジアの各地域との競争・連携も視野に入れつつ、その有する資源を最大限に生かした特色ある地域戦略を描く、このことによって自立的な圏域を形成する国土構造への転換を目指すということでございます。あわせて、安全で美しい国土へと再構築していく。言いますれば、多様な広域ブロックそれぞれが違いを持って、さらに自立的に発展していく国土を目指そう。広域ブロックの中では、成長のエンジンとなる都市、産業の強化、さらには、安心して住み続けられるような、市町村の範囲をさらに越えるような生活圈域ということを単位に形成していく。違いのある広域ブロックが国の中に複数、自立的に発展すれば、多様性が国土に生じるわけでございますので、国としての厚みも増していくだろう。このような考えでございます。

(2) 広域ブロックの自立促進に向けた支援でございます。ここでは、最初に からまで、今後、広域ブロックで広域地域計画等をご議論いただくわけですが、そこへ向けてのメッセージとも言えるようなことをまとめてございます。各広域ブロックにおいては、国土におけるみずからのブロックの位置づけと東アジアの中での独自性の発現、域内の各都市や地域の連携方策のあり方、全国共通の課題に対するブロック独自の対応策、ブロック固有の課題への取り組み、さらには、それらの戦略についての重点的・選択的な資源投入ということについて、各ブロックでそれぞれ議論を重ね、答えを出していく。全国計画

は、そのための共通課題について提示していく。あるいは、先ほど申し上げました計画提案制度等で各ブロックからもご提案が出てくると思っておりますが、各ブロックに対する期待やブロック間の連携の必要性ということについて、今後明らかにしていきたいということでございます。また、自立的な広域ブロック形成を促進するというような観点から、国としての支援の枠組みについて検討し、その実現を図るべし、このようなご提言もいただいております。

以上が第2でございます。

「第3 計画のねらいと戦略的取組」でございます。ここからは、5つのねらいを立てまして、書き込みをしてございますが、お時間の都合もございますので、資料3 - 1、A3の1枚紙のほうで俯瞰していただきたいと思っております。下に、「第3 計画のねらいと戦略的取組」というのがございます。ここの(1)から(5)と申し上げましたのが大きな柱でございます。

これは3つのカテゴリーになっております。1つは、グローバル化や人口減少に対応する国土の形成ということで、冒頭申し上げました、経済社会の大転換にこの計画機関がどう対応していくかということでございます。

そしてもう一つは、安全で美しい国土の再構築と継承でございます。これまでも国土をこのように向けて築いてきたわけですが、この時代にふさわしい、安全で美しい国土の再構築、継承ということを引き続きやっていくということ。

それから、以上申し上げた2つの車の両輪をすべて横ぐしで論じるものとして、「新たな公」による地域づくり(横断的視点)ということを入れております。「新たな公」ということで、公的な領域が広がる、あるいは公的な領域で活躍する方々、プレーヤーの対象が広がるということが、上の(1)から(4)のすべてにかかわってくるのであろうということ、横ぐしの(横断的視点)を入れているということでございます。

若干(1)から(5)までご紹介しますと、1番は、国際関係でございます。シームレスアジアの実現をしていくということでございます。産業面では、集積を生かした新産業を創出していくこと。また、交流・連携を強めるという意味では、環境や都市問題など東アジア共通の問題解決すべきものがございます。そのプラットフォームを率先して構築していく、あるいは観光立国を推進し、我が国へ多くの方々に来ていただいて交流を深める。さらに、基盤の関係では、シームレスアジアを支える国土基盤の形成ということで、3つテーマを掲げてございます。

これは、ちょっと図面を見ていただければと思いますが、資料3 - 2のほうの後半に参考図面を5枚ほどつけております。その3枚目、「参3」というのがございます。国境におけるいろいろな部分、シームをなくしていくということで、シームレスアジアでございます。EUのごとくスムーズにアジアの中を物や人が流れていくような形にしていきたいという大きな目標を掲げまして、この計画の中では3つ、左側の一番上に書いてございますが、アジア・ブロードバンド環境をつくっていく、東アジアの日帰りビジネス圏を拡大していく、それから、貨物翌日配達圏というネーミングにしていますが、貨物を迅速に配達できるエリアを広げていくというようなことでございます。

右側のほうに、そのための方法論として、東アジアの物流複合一貫輸送網の形成・強化、高速旅客輸送ネットワークの形成・強化というようなこと、あるいは国際協調における統一ルール形成というようなことをまとめているということでございます。

再び資料3 - 1に戻っていただきたいと思いますが、「持続可能な地域の形成」でございます。ここは、人口減少下でも安定した暮らしを支えていくということでございますが、都市圏におきましては集約型都市構造への転換を図ること、あるいは市町村を越えた広域的な生活圏域で生活を支えていくことがテーマでございます。

また、産業におきましては、大学等を核とした新産業の創出、あるいは、国際的にも通用するような地域ブランド力というものをそれぞれ育成、強化していくというようなこと。

農山漁村におきましては、美しさというものをぜひ取り戻していきたい。また産業面といたしましては、東アジアの中で農林水産需要も急拡大してまいりますので、そういう中で競争力を強化していくということでございます。

さらに、地域づくりとして、地域への人の誘致・移動ということを論じております。二地域居住の促進ということで、例えば大都市に住所がある方が、年間20日あるいは30日、特定の地域と交流を持って、そこにも滞在する。あるいはそこで地域づくりのメンバーとして活躍していただくようなことができないかと考えています。地域づくりを、既にある地域の中で閉じて行うのではなくて、地域の側も開いていただいて、外部のいろいろな人材が積極的に入っていけるような環境をつくり、また、その方々の力もかりながら地域づくりをしていくというようなことを論じております。

右に参りまして、「災害に強いしなやかな国土の形成」ということで、大規模な災害が起こった場合にもうまく対応できるということで、減災の観点を重視していく。それから、国土計画でございますので、国土構造そのものが災害に強いというようなことを、土地利

用の誘導や中枢機能の相互補完、交通施設のリダンダンシーというような形で、国土構造をリノベーションしていくということをうたってございます。

それから、「美しい国土の管理と継承」でございます。循環と共生が大きなテーマでございまして、広域的なエコロジカルネットワークの形成ということも大きなテーマとして掲げてございます。全国レベルでの生態系のネットワーク、さらには広域ブロックレベル、先ほども首都圏での先行的なご検討の説明がございましたが、それぞれのレベルで生態系のネットワークのあり方についても論じていただきたいということをうたってございます。

また、1つ飛びまして、「国土の国民的経営」という言葉がございます。国民一人一人が国土の管理と継承の一翼を担う取り組みの推進をしていきたい。管理の行き届かなくなっている森林や耕作放棄地、耕作放棄をされている農地というようなことが出てまいっております。こういうことにつきましても、所有者の方にも頑張ってもらうのはもちろんでございまして、国民こそ国土の管理に思いをいたそうというようなことも検討してございます。

最後が、(5)「新たな公」による地域づくりでございます。先ほど申し上げたとおりでございまして、こういうことを支えるための中間的な支援組織の育成、あるいは参加を容易にするための仕組みというようなことを検討していこうという議論をしております。

これにつきましては、頭の整理として、資料3-2の一番最後のページに概念図をつけてございます。〈これまで〉と〈これから〉ということで書いてございますけれども、これまでの行政中心の公の活動領域というのがあったわけですが、〈これから〉のほうで、「新たな公」の活動領域を太い赤線で、拡大したイメージをしております。行政の領域にもいろいろな方々が入ってきて協働で公の活動をする。さらに、これまですき間になっていたような部分について、行政も下支えに入りながらさまざまな方々に活躍していただくということを考えているわけでございます。

具体的なイメージは、黄色い矢印の中に3つございますけれども、「新たな公」をめぐる動きとして、これまでの行政がやっていた活動にいろいろな方々が積極的に入ってきていただくということ、そして真ん中のところで、公も私も担ってこなかった中間的な領域への対応、例えばきめ細かな地域交通サービスということで、中山間地域などでは、足のないお年寄りの足を、地域バスとか地域タクシーということでNPOの方々が支えるというようなことが始まっております。そういうような、すき間だった部分の必要性が大きく拡大しているわけでございまして、ここをどううまくやっていくかということ、を、「新たな公」

という言葉テーマを考えていきたいと、このようなことを考えているわけでございます。

最後でございますが、この資料の7ページをごらんいただきたいと思います。（おわりに）というのがございます。計画部会としての中間取りまとめを出すに当たっての意味合い、あるいは期待をまとめてございます。この中間取りまとめをまとめて見ていただく状況になれば、さまざまな局面で活発な議論をお願いしたい。それがまさに国土計画全国計画の策定に向けた幅広い合意形成の重要事である。それからもう一つは、広域地方計画を、今度の国土形成計画法では、全国計画策定後につくっていく。それも、それぞれの地元で協議会をつくって、ご議論の上つくっていくということになっておりますが、そのことに関して、各広域ブロックにおける議論を早急に開始していただきたいということをメッセージとして発していく。また、計画部会はそういうご議論もよく勉強させていただいて、先ほど申し上げましたスケジュールで、最終報告に向けた検討にさらに取り組むというようなことで、今、素案のご議論をさせていただいています。

また、明日でございますが、次回の計画部会が開催されます。ここで中間取りまとめの案についてご審議いただく予定でございます。以上でございます。

【丹保部会長】 ありがとうございます。随分活発に進行しているようでございます。

もしご質問等がございましたら。どうぞ、内藤委員。

【内藤部会長代理】 今お話を聞いた限りでは、アジアとか広域ブロックの自立といったことが今度の全国計画のキーワードのようですが、首都圏部会の一員としてお話をさせていただきたいと思うのですが、全国計画の後、首都圏の広域地方計画にもつながる話だと思うので、その中で、全国計画で首都圏のことについてのいろいろな位置づけをする必要があるのではないかと私は思っていて、そこがほかの圏域と違う、特別な地域かなという気もしているわけです。そういうものは広域地方計画任せにできなくて、全国計画で検討、それから首都圏の地方計画につながる何か、全国計画に必要な感じがしているわけです。

例えば、どういう格好で首都としての顔づくりをするのか。ほかの地域と違った、港湾、空港、それから環状道路のようなインフラの位置づけなんかがありそうに思いますし、きょうの前半の議論のように、首都圏における緑地保全の必要性みたいなものが、ほかの区域とは別にありそうに思いますので、そういったことの位置づけをどうするかということがあるように思います。

それから、地方と首都圏の役割分担というのか、この辺も議論するとなかなか大変なん

ですが、首都圏と、地方圏というんですかね、首都圏と首都圏以外の役割分担のようなことですね。首都圏が地方圏に対してやらなければいけないことがありはしないか。それは、エネルギーでも水でも、すべて首都圏以外に頼っている首都圏が、地方圏に対してどういうことを考えたらいいのか。自然公園のような、自然保護のことを考えましても、首都圏の人間が利用するとか、いろいろありますけれども、その辺のことも、地方任せということではなしに、首都圏以外の自然保護を首都圏としてどう考えたらいいのか、そんな話もありそうに思います。それから、首都機能の関連でいきますと、首都機能移転の話もありますけど、首都機能のバックアップ体制ということで、首都圏と近畿圏の関係をどう考えるかというようなこともあると思うので、その辺の首都圏と近畿圏の役割分担、首都機能のバックアップ体制のような話、そんなものも全国計画マターではないかなと思うんです。

そんなことで、首都圏の部会の1人として、その辺のところで広域地方計画任せでできない、全国計画に位置づける項目がありそうに思いますし、少なくともそういったことについて議論を深めてほしいというのが感想でもあるし、要望でもあります。以上です。

【丹保部会長】 ありがとうございます。

大河原委員と加藤委員、続いてどうぞ。

【大河原委員】 第1の、国土をめぐる状況という(3)の のところでちょっと感想を述べます。一極一軸国土構造の現状というような話があって、資料3-2で申し上げますと、ポツ1で、「一極一軸型の国土構造が続いている」、これは現状認識としてだれしも認める点だと思うわけですが、従来の国土計画ですと、ここから踏み込んでといいますか、要するに均衡ある国土の発展というスローガンといいますか、それを求めていくというのが従来の国土計画の大前提だったと思います。それが変わったのか、変わっていないのか、一極一軸型が続いているからどうするのだというのがあり、その後の「計画のねらいと戦略的取組」の中で、さまざまな広域ブロックの計画を、個別の計画、ないしは今度の法律の中でいうところの広域計画をつくらうということになるのだと思うのです。

内藤委員の今のご発言と重なる部分があるのですが、やはり首都圏というのは、一軸構造が続いているというところの中で言われているというのは、東京一極集中ないしは東京自体の位置づけの問題だと思うわけですが、国土計画を考える上で、東京首都圏ないしは大都市圏をどういうふうに考えるかということを明確に示しておかないと、他の広域計画をつくっていくというときに、やはり意識されるのが、先ほどのアジアのシームレス化ではないですけども、東京とのコミュニケーションというか、日帰り交通だとかピ

ジネスのトリップをどうするかという問題があって、東京の活力を生かしつつ日本の活力を高めていくんだというやり方もあるでしょうし、従来型の財政調整ができるかできないか、よくわかりませんが、東京に対する位置づけをもう少し明確に、一極一軸型の国土構造が続いている、それでは、どうするというビジョンが必要で、均衡ある国土の発展を書かれていないので、それとは違う絵、違うイメージをお持ちなのかなとあえて推測してしまうわけです。その辺のところ、もしあれば、もう少し踏み込んでいただくとか、方向の大転換だから書きにくいというのは想像がつくわけですが、そんな印象を持ちました。

【丹保部会長】 加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】 全く違う観点で、きょうはせっかくご説明いただきましたので、1つ質問と、1つは要望を申し上げたいんですけれども、ここで「東アジア」という言葉が出てくるのですが、どこまでイメージされているのか。東アジアというのは、人によって含む地域が違ったりするので、先ほど見せていただいた図を見ると、中国、南は台湾、フィリピンの北部まであたりだけを考えているのか、というのが質問です。もしそうであるならば、アジアと言ったときに、例えば3 - 1のペーパーの中で、第3のシームレスのところ「ものづくり基盤」とか「科学技術」等々の言葉がございまして、私は出身が自動車でございますが、むしろ東アジアというよりもASEANとの関係が非常に強いわけですね。経済的なバリアだとかいうものがどんどん低くなってきている現状と、それから日本から見たときに、むしろ東アジアよりもASEANのほうがメリットが大きくなりつつあるという現状もあるものですから、その辺のところが、どういうふうに見えるのかと少し思いました。

もう一つは要望なんです、ここで申し上げることではないのかもしれないんですが、先ほどわりと時間をとって、新しい公ということをご説明されたものですから、実はどんなところでも、各省で、これからのあり方として、従来の官と民の間の公というのは議論されるのですが、その際に、私どもの労働組合の中で、雇用との関連でよく話が出るのは、やはりNPOや住民のボランティア的なもので、例えば地域の足をつくるかそういうようなことでやっていくという発想自体は非常に重要なことだと思うんですが、そのときに、従来そこをなりわいとしていた業者もいるわけですから、それを考えていただく必要があることを申し上げたい。新しい公を考えると、官の側から考えますと、従来官が担っていた部分をそういう形で代替していくという視点が一般的に先行して行われてきた。

しかし、昨今はもう少し幅広く、民が担っていた部分を新しい公としてNPOが担うようになってきている。そのときに、日本の場合で1つ問題なのは、NPOというのは確かに、いわゆる利潤を目的としないというところに枠がありますので、あれなんです、アメリカなんかを見ても、そういうところがうまく雇用の主体として機能している。しかし、日本では従来民でやっていた部分が実はNPOなどに代替されて、これまでそこを業として行っていた人達が、大変低劣な労働条件で働かざるを得ないという実態なんかもありますので、ぜひもうちょっと幅の広い視点で、考えていただく必要がある。そのことを意見として申し上げさせていただきました。

【丹保部会長】 ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

【鳥飼総合計画課長】 ご質問がありましたので、お答えさせていただいてよろしいですか。大変ありがとうございます。今後の作業に、私ども事務局ですので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、何点かご報告したいと思います。

まず、加藤委員ご質問の東アジアの範囲でございますが、今回おつけした図では東アジア諸地域と言葉で代表させておりまして、図面に全部入り切っておりません。議論は、極東ロシアから東南アジア諸国、インドシナ半島すべてまで念頭に置いて東アジアと広く考えていこうという考えでございます。

それから、雇用の関係のご提言をいただきました。雇用の確保がそれぞれの地域にとって極めて重要事であるということは、大前提のテーマになっております。その中で、だれも手がついていないすき間みたいなのが、一方で人口減少の中で出てきていますので、そのところで新たな公の活躍の場が出てくるのではないかというような方向での議論になっているというご報告。それから、雇用の点は注意していきたいと考えます。

それから大河原委員のほうから、均衡ある発展の関係のご質問をいただきました。今の計画部会のご議論としては、これまでの評価として、国土の均衡ある発展のもとに、東京あるいは3大都市圏と地方圏の中での工場立地のバランスとか所得の格差というのは縮まってきたんですが、ただ一方で、この言葉が、画一的な資源配分とか地域の個性の喪失、いわゆる金太郎あめ的なとよく言われるようなことを招いたことも事実であるという評価をしております。ですから、そこはそうしない。先ほど申し上げましたように、広域ブロックの単位で、それぞれが違いを持った圏域として生き生きと発展していくという国土像を描いているということでございます。

「均衡ある発展」という言葉が全くないかということ、実はございまして、2カ所ありま

す。今の評価の部分と、もう1点は、「新しい国土像」の中でございますけれども、先ほど申し上げました、多様性を国土上に保有して、国土の厚みが出てくるような国土像にしたい。こういうようなことを目指していくことが、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展、全く画一的とかそういう意味ではなくて、それぞれのブロックの違いがあったり、アイデンティティーをそれぞれが持てることが新たな均衡発展につながるのではないかというような整理を今のところしております。

それから、内藤委員からご指摘いただいた件でございますが、現在の中間取りまとめの中では、大都市特有の課題というようなことも議論がなされております。その中では、例えば災害対策の重要性、あるいは都市圏郊外部の縮退問題、集約的な都市構造と、一方で、郊外部をどううまく調和しながら、いい都市圏域としていくのかということのも大きなテーマであろうかというようなこと、あるいは環境面でのさまざまなテーマというようなことをまとめて今、議論していただいております。

先々、広域地方計画にどういうメッセージ、あるいは考え方の基本を全国計画で示していくのかということも、計画部会の委員の方々の極めて重要事としての認識がございまして、今後、中間取りまとめが出た後の議論になりますが、最終報告に向けての重要なパートを構成する議論になっていくんだろうと考えておりますので、そのようなところで注意してやっていきたいと考えます。以上でございます。

【丹保部会長】 ありがとうございます。ほかはよろしゅうございましょうか。

1つだけ。どこかで多分、議論されているのだと思いますけれども、日本は約50兆円強の輸入をして、それから60兆円前後の輸出をして、黒字が10兆円弱でしょうか。それと、日本のトータルのGDPは500兆円ぐらいありますので、GDPにすれば10倍の増幅をどこかがやっているわけですね。その増幅をしている場所がどこなのかということ、もしできたら明確に示していただくと、例えば四国と台湾というのは競争相手なのか、それとも首都を介しての増幅機能の中に入っているのかというようなことがわかると思うんです。それが今までの議論の中であまりはっきり出ておりませんので、例えば中国に安い労働力があって、どんどん移動していく。それは北海道や東北、四国をだめにしちゃっているのか、もしくは、それはそれでまた別なリンクがあるのかというあたりが、国土計画の中で明確に読み取れないですね、今までのデータですと。

できれば、国内の地域ブロックをきっちりつくるということになったときには、東海道メガロポリスというのは世界最大の巨大なメガロポリスですから、その中でほとんどの収

支がおさまっているのか、それとも、ほかとの関係がどうなっているのかという、金だけではなくていいんですが、人の問題もありますね。いろいろなことがあって、全部日本語を話している日本国土と、そうでないところの競合関係というのもありますし、それから、私どもの時代でしたら、メガロポリスで働いている半分ぐらいの連中はみんな地方から出てきているのですね。今は再生産も首都圏ではやっているの、その辺がどういうふうになっているのかというあたりも、教育問題でいろいろな問題が起きるのは、首都圏という非常に異常なところが日本のグリーンの過剰人口の大半を支えておりますから、そこでのことがあたかも日本全部の普通のように教育の中では扱われていますね。

ところが地方はそうではないんですね。地方は、新聞もテレビも全部真ん中から発信されますし、教育も真ん中で議論されますから、地方があたかもその中に一体として巻き込まれているような感じになっているのだと思います。ですから、長くは申しませんけれども、できれば、500兆円の金がどこで回っていて、地方との関係はどうなっているのか、それを支えている人間の関係はどうなっているのかというあたりがもう少し明確になると、地方はどう挙動したらいいかということもわかってきますし、特異なのは地方なんではなくて、東海道メガロポリスなんです。メガロポリスがどうやって支えられているかというやつを明確にさせていただきませんか、地方はメガロポリスにぶら下がっているというだけでは議論は進まないと思うんです。ぜひその辺、だれが見ても、ああこういうことかとわかるようにしていただけるとありがたいなと私は思うんです。

ほかに何かございましょうか。もしよろしければ、予定の時間を終わらして、若干過ぎましたが、これで終わらせていただいてよろしゅうございましょうか。

それでは、もし事務局からご連絡いただくことがありましたら、どうぞ。

【栗田大都市圏計画課長】 連絡事項といたしまして、27日に予定しております国土審議会に、丹保部会長から本日のご審議の結果をご報告いただくということでございますが、その内容につきまして、丹保部会長、内藤部会長代理にご相談の上、後日皆様に送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の資料につきましては、お席に置いておいていただきましたら、後ほどお送りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【丹保部会長】 終わってよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。ではこれで終わります。どうもご苦労さまでございました。

(閉会)